

## 宿泊施設の防犯カメラの導入の支援を開始します！

— 宿泊施設における安全・安心向上支援補助金 —

東京都及び(公財)東京観光財団では、国内外から東京を訪れて宿泊施設に滞在する旅行者の安全・安心を確保するため、防犯カメラの導入に取り組む宿泊事業者に対し、設備の整備等に要する経費の一部補助を開始します。この機会にぜひご活用ください。

### 募集の概要

- 1 補助対象施設 東京都内において旅館業法の許可を受けて「ホテル営業」「旅館営業」「簡易宿所営業」を行っている施設
- 2 補助対象要件 次の要件を全て満たす必要があります。  
(1)施設における犯罪発生を抑止又は犯罪被害の防止を目的とする  
(2)施設内及び施設敷地内に設置する防犯カメラ及び録画装置等  
(3)設置目的や運用方法等について規約を定め適切な設置運用を実施
- 3 補助対象経費 防犯カメラ及び録画装置等機器の購入、設置及び工事に係る経費
- 4 補 助 額 補助対象経費の2分の1以内  
1施設あたり90万円を限度(2台まで)
- 5 募 集 期 間 平成29年8月7日(月)から平成30年3月30日(金)まで  
※郵送の場合、当日消印有効です。  
※補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。
- 6 申 請 方 法 必要事項をご記入の上、郵送又は持参により、提出してください。
- 7 申 請 先 (公財)東京観光財団地域振興部観光インフラ整備課  
〒162-0801 新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階
- 8 そ の 他 申請書類等のダウンロードは、(公財)東京観光財団ホームページ  
(<http://www.tcvb.or.jp/jp/project/infra.html>)をご覧ください。  
※申請書類は、(公財)東京観光財団地域振興部観光インフラ整備課でも配布します。

#### 「2020年に向けた実行プラン」事業

本件は、「2020年に向けた実行プラン」に係る事業です。

スマートシティ

政策の柱7 世界に開かれた国際・観光都市

#### 【問い合わせ先】

<事業全般について>

産業労働局 観光部 受入環境課 山本・塚原  
電話 03-5320-4881 内線 36-998

<申請方法等について>

(公財)東京観光財団  
地域振興部 観光インフラ整備課 石原・大浦・田中  
電話 03-5579-8463